

精華町町民健康づくり推進協議会委員公募実施要領（案）

1 目的

精華町町民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の委員委嘱及び任命するにあたり、委員を町民からの公募により選考することで、町民の立場での意見を聴取することを目的とする。

2 委員定数

委員会の町民からの公募による委員（以下「公募委員」という）の定数は、2名以内とする。

3 任期

公募委員の任期は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までの2年とする

4 申込み資格

精華町の健康づくりに関心があり、町民かつ18歳以上の者（令和8年4月1日時点）。
年2回～3回実施される会議に出席できる者。

5 申込方法

住所、氏名（ふりがな）、生年月日、電話番号、Eメールアドレスを記載。
精華町の「健康づくり」への思いを200字以上にまとめた作文を郵送・ファックス・Eメールにより提出するものとする。
なお、応募書類一式は返却しないものとする。

6 申込期間

令和8年9月18日（金）必着とする。

7 募集方法

町ホームページに掲載し、町民公募の周知を図るものとする。

8 選考

- （1）選定委員会において募集書類等により選考する。
- （2）選考結果は、応募者全員に文書にて通知する。

9 資格の喪失

公募委員に次の各号の事由が生じたときは、委員の資格を喪失するものとする

る。

- (1) 本実施要領4に定める応募資格を失ったとき。
- (2) 辞退の申し出があったとき。